

令和4年9月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第 9 8 号	令和 4 年度富山市一般会計補正予算 (第 3 号) ……………	1 頁
議案第 9 9 号	令和 4 年度富山市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号) …	2 3
議案第 1 0 0 号	令和 4 年度富山市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	2 9
議案第 1 0 1 号	令和 4 年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	3 5
議案第 1 0 2 号	令和 4 年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	3 9
議案第 1 0 3 号	令和 4 年度富山市競輪事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	4 5
議案第 1 0 4 号	令和 4 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	5 1
議案第 1 0 5 号	令和 4 年度富山市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) …	5 7
議案第 1 0 6 号	令和 4 年度富山市病院事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	5 9
議案第 1 0 7 号	富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定の件……………	6 4
議案第 1 0 8 号	富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条 例制定の件……………	6 8
議案第 1 0 9 号	富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の 件……………	9 7
議案第 1 1 0 号	富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件…	9 9
議案第 1 1 1 号	富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車 の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件…	1 0 3
議案第 1 1 2 号	富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスタ ーの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件 ……………	1 0 4
議案第 1 1 3 号	富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営 に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 5
議案第 1 1 4 号	富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件 ……………	1 0 6

議案第 1 1 5 号	工事請負契約締結の件（新保小学校（旧幼稚園舎）大規模改修及び増築主体工事）……………	1 1 0
議案第 1 1 6 号	工事請負契約締結の件（堀川小学校校舎改築（その 2）主体工事）……………	1 1 1
議案第 1 1 7 号	工事請負契約締結の件（水橋漁港海岸 8 号離岸堤新設工事）……………	1 1 2
議案第 1 1 8 号	富山市立水橋児童館の指定管理者の指定期間変更の件……………	1 1 3
議案第 1 1 9 号	富山市立水橋児童館の指定管理者の指定の件……………	1 1 4
議案第 1 2 0 号	土地処分の件（西本郷企業団地分譲地）……………	1 1 5
報告第 3 5 号	健全化判断比率及び資金不足比率報告の件……………	1 1 6
報告第 3 6 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	1 1 7
報告第 3 7 号	令和 3 年度富山市一般会計継続費精算報告書……………	1 2 0
報告第 3 8 号	令和 3 年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書……………	1 2 7

一 般 会 計

議案第 9 8 号

令和 4 年度富山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度富山市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 9 4 9, 4 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 7, 6 3 6, 7 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		93,237	1,150	94,387
	2 分担金		1,150	1,150
15 国庫支出金		28,244,320	1,295,711	29,540,031
	1 国庫負担金	18,984,135	7,406	18,991,541
	2 国庫補助金	9,154,810	1,288,305	10,443,115
16 県支出金		12,647,313	31,837	12,679,150
	2 県補助金	3,883,289	31,837	3,915,126
18 寄附金		122,662	30,813	153,475
	1 寄附金	122,662	30,813	153,475
19 繰入金		2,340,377	737,539	3,077,916
	1 特別会計繰入金	360,421	737,539	1,097,960
20 諸収入		3,263,073	44,734	3,307,807
	5 収益事業収入	130,000	30,000	160,000
	6 雑入	1,653,994	14,734	1,668,728
21 市債		19,134,000	372,600	19,506,600
	1 市債	19,134,000	372,600	19,506,600
22 繰越金		666,236	2,435,032	3,101,268
	1 繰越金	666,236	2,435,032	3,101,268
歳入合計		172,687,297	4,949,416	177,636,713

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		21,567,875	2,552,246	24,120,121
	1 総務管理費	9,137,361	2,177,582	11,314,943
	2 企画費	9,264,796	327,439	9,592,235
	8 防災費	298,195	16,332	314,527
	9 駐車場費		30,893	30,893
3 民生費		67,498,835	473,079	67,971,914
	1 社会福祉費	32,105,168	371,315	32,476,483
	2 児童福祉費	30,226,537	101,764	30,328,301
4 衛生費		11,360,693	172,621	11,533,314
	1 保健衛生費	7,032,452	153,250	7,185,702
	2 環境衛生費	4,328,241	19,371	4,347,612
5 労働費		589,000	55,103	644,103
	1 労働諸費	589,000	55,103	644,103
6 農林水産業費		4,759,224	304,981	5,064,205
	1 農業費	1,572,904	295,970	1,868,874
	2 農地費	2,261,324	9,011	2,270,335
7 商工費		4,757,845	979,374	5,737,219
	1 商工費	4,757,845	979,374	5,737,219
8 土木費		21,688,380	241,078	21,929,458
	5 都市計画費	14,009,371	241,078	14,250,449
9 消防費		4,993,157	4,393	4,997,550
	1 消防費	4,993,157	4,393	4,997,550
10 教育費		13,091,109	140,541	13,231,650
	1 教育総務費	2,127,436	5,600	2,133,036
	2 小学校費	4,726,466	109,515	4,835,981
	3 中学校費	3,058,882	21,661	3,080,543
	5 社会教育費	2,843,766	3,765	2,847,531
11 災害復旧費		53,500	26,000	79,500
	1 農林水産施設災害復旧費	51,000	26,000	77,000
歳 出 合 計		172,687,297	4,949,416	177,636,713

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市立水橋児童館管理運営費	自令和 5 年度至令和 7 年度	54,054
芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託費	自令和 5 年度至令和 11 年度	504,200
富山市立奥田小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	58,212
富山市立東部小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	57,196
富山市立広田小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	51,222
富山市立山室中部小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	64,344
富山市立蜷川小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	65,703
富山市立呉羽小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	60,456
富山市立大沢野小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	58,380
富山市立杉原小学校調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	52,668
(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事業費	自令和 5 年度至令和 22 年度	11,819,857 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内
富山市南学校給食センター調理等業務委託費	自令和 5 年度至令和 7 年度	234,795

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
総務管理費	733,700	57,600	791,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
企 画 費	3,799,700	236,700	4,036,400			
農 地 費	341,700	4,500	346,200			
都 市 計 画 費	2,768,200	62,600	2,830,800			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	9,400	11,200	20,600			

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款13 分担金及び負担金 項 2 分担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 災害復旧費 分担金		1,150	1,150	1農林水産施 設災害復旧 費分担金	1,150	1農地農業用施設災害復旧事業費分担 金 1,150
計		1,150	1,150			
合計	93,237	1,150	94,387			

款15 国庫支出金 項 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 民生費負担 金	18 ,168,340	7,406	18 ,175,746	2児童福祉費 負担金	7,406	1助産施設事業費負担金 1,534 2母子施設事業費負担金 5,872
計	18 ,984,135	7,406	18 ,991,541			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費補助 金	3 ,089,091	44,906	3 ,133,997	1社会福祉費 補助金	44,405	1障害者総合支援事業費補助金 1,980 2地域介護・福祉空間整備等交付金 42,425
				2児童福祉費 補助金	501	1子ども・子育て支援交付金 501
6 土木費補助 金	2 ,295,495	34,800	2 ,330,295	3都市計画費 補助金	34,800	1社会資本整備総合交付金・市街地整 備 34,800
10 地方創生推 進交付金	169,550	6,000	175,550	1地方創生推 進交付金	6,000	1地方創生推進交付金 6,000
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2 ,087,496	1 ,202,599	3 ,290,095	1新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	1 ,202,599	1新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金 ,202,599
計	9 ,154,810	1 ,288,305	10 ,443,115			
合計	28 ,244,320	1 ,295,711	29 ,540,031			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費補助 金	2 213,146	501	2 213,647	2 2児童福祉費 補助金	501	1子ども・子育て支援交付金 501
4 農林水産業 費補助金	923,681	8,511	932,192	1農業費補助 金	8,511	1農地集積・集約化対策推進交付金 1,011 2農業者育成対策事業費補助金 7,500
9 総務費補助 金	10,209	9,375	19,584	1企画費補助 金	9,375	1移住支援金交付事業費補助金 9,375
10 災害復旧費 補助金	19,500	13,450	32,950	1農林水産施 設災害復旧 費補助金	13,450	1農地農業用施設災害復旧事業費補助 金 13,450
計	3 ,883,289	31,837	3 ,915,126			
合計	12 ,647,313	31,837	12 ,679,150			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費寄附 金	121,552	4,813	126,365	1徴税费寄附 金	4,813	1新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 4,813
3 民生費寄附 金	10	16,000	16,010	1社会福祉費 寄附金	16,000	1福祉基金費寄附金 15,000 2福祉奨学基金費寄附金 1,000
4 労働費寄附 金		5,000	5,000	1労働費寄附 金	5,000	1富山で働き・学ぶ生き方等応援奨学 基金費寄附金 5,000
5 教育費寄附 金		5,000	5,000	1小学校寄附 金	5,000	1学校運営充実事業費寄附金 5,000
計	122,662	30,813	153,475			

款19 繰入金 項 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 企業団地造 成事業特別 会計繰入金	83,162	737,539	820,701	1企業団地造 成事業特別 会計繰入金	737,539	1企業団地造成事業特別会計繰入金 737,539
計	360,421	737,539	1,097,960			
合計	2 ,340,377	737,539	3 ,077,916			

款20 諸収入 項 5 収益事業収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 競輪事業収 入	130,000	30,000	160,000	1競輪事業収 入	30,000	1競輪事業特別会計繰入金 30,000
計	130,000	30,000	160,000			

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1 ,653,201	14,734	1 ,667,935	3雑入	14,734	1多面的機能支払交付金戻入金(過年 度) 1,026 2その他の雑入 13,708
計	1 ,653,994	14,734	1 ,668,728			
合計	3 ,263,073	44,734	3 ,307,807			

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	4 ,605,800	294,300	4 ,900,100	1総務管理債	57,600	1体育施設整備事業債 57,600
				2企画債	236,700	1官民連携推進事業債 236,700
4 農林水産業 債	485,700	4,500	490,200	1農地債	4,500	1小規模土地改良事業債 4,500
6 土木債	4 ,448,800	62,600	4 ,511,400	5都市計画債	62,600	1公園施設整備事業債 62,600

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 災害復旧債	9,400	11,200	20,600	1農林水産施 設災害復旧 債	11,200	1農地農業用施設災害復旧事業債 11,200
計	19 ,134,000	372,600	19 ,506,600			

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	666,236	2 ,435,032	3 ,101,268	1前年度繰越 金	2 ,435,032	1前年度繰越金 2 ,435,032
計	666,236	2 ,435,032	3 ,101,268			

2 歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	4 ,089,244	176,332	4 ,265,576	国 18,601	157,731	10 需用費	1,001	1庁舎維持管理費 176,332
						12 委託料	46,554	
						16 公有財産購 入費	128,777	
5 財政管理費	1 26,627	1 ,800,000	1 ,826,627		1 ,800,000	24 積立金	1 ,800,000	1財政調整基金費 500,000 2減債基金費 ,300,000
13 スポーツ振 興費	236,281	10,250	246,531		10,250	18 負担金補助 及び交付金	10,250	1スポーツ大会事業 10,250 費
14 スポーツ施 設費	1 ,440,772	191,000	1 ,631,772	国 120,000 債 57,600	13,400	12 委託料	191,000	1体育施設整備事業 191,000 費
計	9 ,137,361	2 ,177,582	11 ,314,943	国 138,601 債 57,600	1 ,981,381			

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 企画調査費	252,311	327,439	579,750	県 9,375 債 236,700	81,364	12 委託料	314,939	1企画事務費 12,500 2官民連携推進事業 314,939 費
						18 負担金補助 及び交付金	12,500	
計	9 ,264,796	327,439	9 ,592,235	県 9,375 債 236,700	81,364			

款 2 総務費 項 8 防災費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 防災総務費	259,296	16,332	275,628	国 16,332		10 需用費	16,332	1防災対策事業費 16,332
計	298,195	16,332	314,527	国 16,332				

款 2 総務費 項 9 駐車場費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 駐車場費		30,893	30,893	国 30,893		27繰出金	30,893	1駐車場事業特別会 計繰出金 30,893
計		30,893	30,893	国 30,893				
合計	21 ,567,875	2 ,552,246	24 ,120,121	国 185,826 県 9,375 債 294,300	2 ,062,745			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総 務費	2 ,821,088	313,339	3 ,134,427	国 292,526 他 20,813		10需用費 11役務費 12委託料 19扶助費 24積立金	267 11,529 20,730 260,000 20,813	1民生事務費 292,526 2新型コロナウイルス 感染症対策基金 費 4,813 3福祉基金費 15,000 4福祉奨学基金費 1,000
2 障害者福祉 費	10 ,698,429	4,180	10 ,702,609	国 1,980	2,200	12委託料	4,180	1障害者福祉事務費 4,180 ・心身障害者福祉 推進事業費 220 ・自立支援給付事 務処理システム 事業費 3,960
3 老人福祉費	2 ,596,629	47,235	2 ,643,864	国 47,235		18負担金補助 及び交付金	47,235	1ひとり暮らし高齢 者対策費 4,810 2地域密着型サービ ス等の拠点整備事 業費 42,425
7 介護保険費	6 ,677,642	830	6 ,678,472	国 702	128	27繰出金	830	1介護保険事業特別 会計繰出金 830
8 国民健康保 険費	2 ,361,190	5,731	2 ,366,921	国 5,731		27繰出金	5,731	1国民健康保険事業 特別会計繰出金 5,731

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	32 , 105, 168	371, 315	32 , 476, 483	国 348, 174 他 20, 813	2, 328			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総 務費	3 , 333, 762	3, 300	3 , 337, 062	国 3, 300		12委託料	3, 300	1児童健全育成事業 費 3, 300
2 児童措置費	16 , 589, 073	3, 068	16 , 592, 141	国 1, 534	1, 534	19扶助費	3, 068	1助産施設事業費 3, 068
3 母子福祉費	3 , 128, 772	11, 746	3 , 140, 518	国 5, 872	5, 874	12委託料	11, 746	1母子施設事業費 11, 746
5 保育所費	5 , 144, 791	74, 930	5 , 219, 721	国 68, 000	6, 930	12委託料	74, 930	1保育所施設整備事 業費 68, 000 2保育所建設事業費 6, 930
7 児童館費	285, 218	8, 720	293, 938	国 501 県 501	7, 718	12委託料 18負担金補助 及び交付金	1, 533 7, 187	1児童館運営事業費 8, 720
計	30 , 226, 537	101, 764	30 , 328, 301	国 79, 207 県 501	22, 056			
合計	67 , 498, 835	473, 079	67 , 971, 914	国 427, 381 県 501 他 20, 813	24, 384			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5 予防費	3 , 218, 822	90, 573	3 , 309, 395	国 90, 573		10需用費 11役務費 12委託料	50 179 90, 344	1予防接種費 90, 573

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
11 病院費	1 ,395,340	62,677	1 ,458,017	国 62,677		23投資及び出 資金	62,677	1病院事業会計出資 金 62,677
計	7 ,032,452	153,250	7 ,185,702	国 153,250				

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 環境保全費	133,463	11,055	144,518	他 4,482	6,573	12委託料	2,090	1地域し尿処理施設 費 11,055
						14工事請負費	8,965	
7 地球温暖化 対策費	135,911	8,316	144,227	他 7,726	590	8旅費	6,411	1国際展開事業費 8,316
						10需用費	15	
						11役務費	956	
						13使用料及び 賃借料	634	
						18負担金補助 及び交付金	300	
計	4 ,328,241	19,371	4 ,347,612	他 12,208	7,163			
合計	11 ,360,693	172,621	11 ,533,314	国 153,250 他 12,208	7,163			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	586,858	50,103	636,961	国 50,103		10需用費	58	1勤労者雇用対策費 50,103
						11役務費	45	
						18負担金補助 及び交付金	50,000	

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 職業訓練セ ンター費	2,142	5,000	7,142	他 5,000		24積立金	5,000	1富山で働き・学ぶ 生き方等応援奨学 基金費 5,000
計	589,000	55,103	644,103	国 50,103 他 5,000				

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農業委員会 費	104,170	1,136	105,306	県 1,011	125	10需用費	94	1農業委員会運営事 務費 1,136
						11役務費	121	
						13使用料及び 賃借料	115	
						17備品購入費	806	
3 農業振興費	489,204	262,434	751,638	国 252,184 県 7,500 他 1,500	1,250	10需用費	224	1農業振興対策事業 費 252,184 2農業者育成対策事 業費 10,250
						11役務費	60	
						18負担金補助 及び交付金	260,650	
						22償還金利子 及び割引料	1,500	
6 山村振興費	369,890	3,000	372,890	国 3,000		12委託料	3,000	1山村振興対策事業 費 3,000
7 公設地方卸 売市場費	190,329	29,400	219,729		29,400	27繰出金	29,400	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金 29,400
計	1,572,904	295,970	1,868,874	国 255,184 県 8,511 他 1,500	30,775			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 土地改良費	1 ,076,456	9,011	1 ,085,467	債 4,500 他 771	3,740	10需用費	2,000	1農業環境対策費 771 2農村総合整備事業 費 2,000 3小規模土地改良事 業費補助金 6,240
						18負担金補助 及び交付金	6,240	
						22償還金利子 及び割引料	771	
計	2 ,261,324	9,011	2 ,270,335	債 4,500 他 771	3,740			
合計	4 ,759,224	304,981	5 ,064,205	国 255,184 県 8,511 債 4,500 他 2,271	34,515			

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 商工総務費	375,948	737,539	1 ,113,487	他 737,539		24積立金	737,539	1減債基金費 737,539
4 工業振興費	371,105	4,000	375,105	国 4,000		12委託料	4,000	1新事業創出促進事 業費 4,000
5 企業立地奨 励費	822,002	179,105	1 ,001,107		179,105	18負担金補助 及び交付金	179,105	1企業立地奨励事業 179,105 費
7 物産振興費	63,936	12,000	75,936	国 12,000		18負担金補助 及び交付金	12,000	1岩瀬カナル会館事 業費 12,000
8 観光振興費	1 ,425,087	31,000	1 ,456,087	国 4,000	27,000	18負担金補助 及び交付金	31,000	1観光行事費 4,000 2コンベンション推 進事業費 27,000
9 企業団地造 成費	102,073	15,730	117,803		15,730	27繰出金	15,730	1企業団地造成事業 特別会計繰出金 15,730
計	4 ,757,845	979,374	5 ,737,219	国 20,000 他 737,539	221,835			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4 公園費	1 ,846,333	151,378	1 ,997,711	国 69,866 債 62,600	18,912	12委託料	45,328	1公園管理費 6,100 2公園整備事業費 116,812 3ファミリーパーク 28,466 費
						16公有財産購 入費	104,812	
						17備品購入費	1,238	
7 公共交通対 策費	1 ,539,356	89,700	1 ,629,056	国 89,700		18負担金補助 及び交付金	89,700	1公共交通活性化推 89,700 進事業費
計	14 ,009,371	241,078	14 ,250,449	国 159,566 債 62,600	18,912			
合計	21 ,688,380	241,078	21 ,929,458	国 159,566 債 62,600	18,912			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	3 ,802,523	2,662	3 ,805,185	国 2,500	162	8旅費	162	1一般事務費 162 2消防活動費 2,500
						10需用費	2,500	
2 非常備消防 費	365,161	1,731	366,892		1,731	7報償費	1,000	1分団運営活動費 1,731
						8旅費	566	
						12委託料	165	
計	4 ,993,157	4,393	4 ,997,550	国 2,500	1,893			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 野外教育活 動センター 費	97,964	5,600	103,564	国 5,600		12委託料	5,600	1野外教育活動セン 5,600 ター管理運営事務 費

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	2 , 127, 436	5, 600	2 , 133, 036	国 5, 600				

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	3 , 447, 001	100, 015	3 , 547, 016	国 1, 375 他 5, 000	93, 640	10需用費 11役務費 12委託料 16公有財産購 入費 17備品購入費	1, 000 420 29, 615 64, 980 4, 000	1総務学校管理事務 費 1, 375 2学校運営充実事業 費 5, 000 3施設学校管理事務 費 93, 640
3 学校建設費	983, 660	9, 500	993, 160	国 9, 500		12委託料	9, 500	1学校施設整備事業 費 9, 500
計	4 , 726, 466	109, 515	4 , 835, 981	国 10, 875 他 5, 000	93, 640			

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	1 , 560, 507	10, 375	1 , 570, 882	国 10, 375		12委託料	10, 375	1総務学校管理事務 費 1, 375 2学校給食設備整備 衛生対策費 9, 000
4 給食センタ ー費	459, 592	11, 286	470, 878	国 11, 286		17備品購入費	11, 286	1給食センター管理 事務費 11, 286
計	3 , 058, 882	21, 661	3 , 080, 543	国 21, 661				

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 文化費	210, 628	2, 000	212, 628	国 2, 000		12委託料	2, 000	1猪谷関所館管理運 営費 2, 000

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 公民館費	534,033	1,765	535,798	国 1,765		12委託料	1,765	1管理運営事務費 1,765
計	2 ,843,766	3,765	2 ,847,531	国 3,765				
合計	13 ,091,109	140,541	13 ,231,650	国 41,901 他 5,000	93,640			

款11 災害復旧費 項 1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農業用施設 災害復旧費	18,000	26,000	44,000	県 13,450 債 11,200 他 1,150	200	14工事請負費	26,000	1農地農業用施設災 害復旧事業費 26,000
計	51,000	26,000	77,000	県 13,450 債 11,200 他 1,150	200			
合計	53,500	26,000	79,500	県 13,450 債 11,200 他 1,150	200			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	3年度末までの 支出（見込）額		4年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市立水橋児童館管理運営費 （令和4年度分）	54,054			令和5年度 ～ 令和7年度	54,054	国県 3,006 3,006	48,042
芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託費 （令和4年度分）	504,200			令和5年度 ～ 令和11年度	504,200		504,200
富山市立奥田小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	58,212			令和5年度 ～ 令和7年度	58,212		58,212
富山市立東部小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	57,196			令和5年度 ～ 令和7年度	57,196		57,196
富山市立広田小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	51,222			令和5年度 ～ 令和7年度	51,222		51,222
富山市立山室中部小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	64,344			令和5年度 ～ 令和7年度	64,344		64,344
富山市立蝸川小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	65,703			令和5年度 ～ 令和7年度	65,703		65,703
富山市立呉羽小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	60,456			令和5年度 ～ 令和7年度	60,456		60,456
富山市立大沢野小学校調理等業務委託費 （令和4年度分）	58,380			令和5年度 ～ 令和7年度	58,380		58,380

(単位 千円)

事 項	限度額	3年度末までの 支出（見込）額		4年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市立杉原小学校調理等業務委託費 (令和4年度分)	52,668			令和5年度 ～ 令和7年度	52,668		52,668
(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業費 (令和4年度分)	11,819,857 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内			令和5年度 ～ 令和22年度	11,819,857	国 債 1,485,036 7,178,600	3,156,221
富山市南学校給食センター調理等業務委託費 (令和4年度分)	234,795			令和5年度 ～ 令和7年度	234,795		234,795

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	4年度中増減見込み			4年度末現在高見込額		
	4年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
	補正前の額	補正額	補正後の額			
1 普通債	12,824,600	361,400	13,186,000	154,731,695	361,400	155,093,095
(1)土 木	4,384,400	62,600	4,447,000	61,780,639	62,600	61,843,239
(2)農林水産	485,700	4,500	490,200	5,411,349	4,500	5,415,849
(8)そ の 他	4,609,300	294,300	4,903,600	16,854,833	294,300	17,149,133
2 災害復旧債	9,400	11,200	20,600	83,620	11,200	94,820
(2)農林水産	9,400	11,200	20,600	59,838	11,200	71,038
合 計	19,134,000	372,600	19,506,600	242,517,540	372,600	242,890,140

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 99 号

令和 4 年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度富山市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,893 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 331,403 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金			30,893	30,893
	1 一般会計繰入金		30,893	30,893
歳入合計		300,510	30,893	331,403

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		300,510	30,893	331,403
	1 駐車場管理費	300,510	30,893	331,403
歳 出	合 計	300,510	30,893	331,403

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金		30,893	30,893	1一般会計繰 入金	30,893	1一般会計繰入金 30,893
計		30,893	30,893			

2 歳 出

款 1 駐車場費 項 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 駐車場管理 費	180,851	30,893	211,744	他 30,893		12委託料	30,893	1駐車場管理費 30,893
計	300,510	30,893	331,403	他 30,893				

介護保険事業特別会計

議案第100号

令和4年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,142,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		9,489,574	△ 1,170	9,488,404
	1 介護保険料	9,489,574	△ 1,170	9,488,404
3 国庫支出金		9,653,853	595	9,654,448
	2 国庫補助金	2,061,247	595	2,061,842
7 繰入金		7,112,143	830	7,112,973
	1 一般会計繰入金	6,677,642	830	6,678,472
9 繰越金			1,110,865	1,110,865
	1 繰越金		1,110,865	1,110,865
歳入合計		44,031,667	1,111,120	45,142,787

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		780,196	255	780,451
	1 総務管理費	363,808	255	364,063
2 保険給付費		41,697,176		41,697,176
	1 介護サービス等諸費	38,846,522		38,846,522
4 基金積立金		1,665	626,297	627,962
	1 基金積立金	1,665	626,297	627,962
5 諸支出金		177,750	484,568	662,318
	1 償還金及び還付加算金	20,150	484,568	504,718
歳 出 合 計		44,031,667	1,111,120	45,142,787

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 保険料 項 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 第1号被保 険者保険料	9 ,489,574	△ 1,170	9 ,488,404	1現年度分特 別徴収保険 料	△ 1,170	1現年度分特別徴収保険料 △ 1,170
計	9 ,489,574	△ 1,170	9 ,488,404			

款 3 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 調整交付金	1 ,771,433	468	1 ,771,901	1現年度分調 整交付金	468	1現年度分調整交付金 468
3 介護保険事 業費補助金		127	127	1介護保険事 業費補助金	127	1介護保険事業費補助金 127
計	2 ,061,247	595	2 ,061,842			
合計	9 ,653,853	595	9 ,654,448			

款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 その他一般 会計繰入金	775,276	830	776,106	2事務費繰入 金	128	1事務費繰入金 128
				3その他一般 会計繰入金	702	1その他一般会計繰入金 702
計	6 ,677,642	830	6 ,678,472			
合計	7 ,112,143	830	7 ,112,973			

款 9 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金		1 ,110,865	1 ,110,865	1前年度繰越 金	1 ,110,865	1前年度繰越金 1 ,110,865
計		1 ,110,865	1 ,110,865			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	363,808	255	364,063	国 127 他 128		13使用料及び 賃借料	255	1介護保険事務処理 システム事業費 255
計	363,808	255	364,063	国 127 他 128				
合計	780,196	255	780,451	国 127 他 128				

款 2 保険給付費 項 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 居宅介護サ ービス給付 費	15 ,495,000		15 ,495,000	国 468 他 △ 468				
計	38 ,846,522		38 ,846,522	国 468 他 △ 468				
合計	41 ,697,176		41 ,697,176	国 468 他 △ 468				

款 4 基金積立金 項 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 介護給付費 準備基金積 立金	1,665	626,297	627,962	他 626,297		24積立金	626,297	1介護給付費準備基 金積立金 626,297
計	1,665	626,297	627,962	他 626,297				

款 5 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 償還金		484,568	484,568	他 484,568		22償還金利息 及び割引料	484,568	1償還金 484,568
計	20,150	484,568	504,718	他 484,568				

款 5 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
合計	177,750	484,568	662,318	他 484,568				

国民健康保険事業特別会計

議案第101号

令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度富山市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5,884,290	△ 9,552	5,874,738
	1 国民健康保険料	5,884,290	△ 9,552	5,874,738
3 県支出金		24,007,967	3,821	24,011,788
	1 県負担金・補助金	24,007,967	3,821	24,011,788
5 繰入金		2,624,819	5,731	2,630,550
	1 一般会計繰入金	2,361,190	5,731	2,366,921
歳入合計		32,557,773		32,557,773

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 国民健康保険料 項 1 国民健康保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般被保険 者国民健康 保険料	5 ,882,786	△ 9,552	5 ,873,234	1医療給付費 分現年度賦 課分	△ 9,552	1現年度分 △ 9,552
計	5 ,884,290	△ 9,552	5 ,874,738			

款 3 県支出金 項 1 県負担金・補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 保険給付費 等交付金	23 ,975,660	3,821	23 ,979,481	2保険給付費 等交付金 (特 別交付金)	3,821	1保険給付費等交付金 (特別交付金) 国特別調整交付金分 3,821
計	24 ,007,967	3,821	24 ,011,788			

款 5 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	2 ,361,190	5,731	2 ,366,921	6その他一般 会計繰入金	5,731	1その他一般会計繰入金 5,731
計	2 ,361,190	5,731	2 ,366,921			
合計	2 ,624,819	5,731	2 ,630,550			

企業団地造成事業特別会計

議案第 1 0 2 号

令和 4 年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
令和 4 年度富山市の企業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 3 , 2 6 9 千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 2 2 1 , 4
6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に
よる。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		355,951	737,158	1,093,109
	1 財産運用収入	83,246	△ 7,213	76,033
	2 財産売却収入	272,705	744,371	1,017,076
2 繰入金		102,073	15,730	117,803
	1 一般会計繰入金	102,073	15,730	117,803
3 諸収入		10,171	381	10,552
	1 雑入	10,171	381	10,552
歳入合計		468,195	753,269	1,221,464

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 企業団地造成事業費		83,312	753,269	836,581
	1 企業団地造成事業費	83,312	753,269	836,581
歳 出	合 計	468,195	753,269	1,221,464

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 財産収入 項 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	83,246	△ 7,213	76,033	1土地貸付収入	△ 7,213	1土地貸付収入 △ 7,213
計	83,246	△ 7,213	76,033			

款 1 財産収入 項 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	272,705	744,371	1,017,076	1土地売払収入	744,371	1土地売払収入 744,371
計	272,705	744,371	1,017,076			
合計	355,951	737,158	1,093,109			

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	102,073	15,730	117,803	1一般会計繰入金	15,730	1一般会計繰入金 15,730
計	102,073	15,730	117,803			

款 3 諸収入 項 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	10,171	381	10,552	1雑入	381	1雑入 381
計	10,171	381	10,552			

2 歳 出

款 1 企業団地造成事業費 項 1 企業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企業団地造 成事業費	150	15,730	15,880	他 15,730		22償還金利息 及び割引料	15,730	1企業団地造成事業 費 15,730
2 繰出金	83,162	737,539	820,701	他 737,539		27繰出金	737,539	1一般会計繰出金 737,539
計	83,312	753,269	836,581	他 753,269				

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第103号

令和4年度富山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度富山市の競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,693,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,987,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		17,237,596	10,693,667	27,931,263
	1 競輪事業収入	17,237,596	10,693,667	27,931,263
歳入合計		17,294,118	10,693,667	27,987,785

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		17,294,118	10,693,667	27,987,785
	1 競輪費	17,294,118	10,693,667	27,987,785
歳 出	合 計	17,294,118	10,693,667	27,987,785

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 競輪事業収入		項 1 競輪事業収入		(単位 千円)		
目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 事業収入	16 , 811, 089	10 , 693, 667	27 , 504, 756	2車券売上収 入	10 , 693, 667	1車券売上収入 10 , 693, 667
計	17 , 237, 596	10 , 693, 667	27 , 931, 263			

2 歳 出

款 1 競輪費 項 1 競輪費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 競輪費	17 , 164, 118	10 , 663, 667	27 , 827, 785	他 10 , 663, 667		7報償費	88, 848	1開催費	8 , 658, 467
						12委託料	2 , 040, 398	2施設整備等協賛競 輪事業費	2 , 000, 250
						13使用料及び 賃借料	156, 228	3全日本プロ選手権 競輪事業費	4, 950
						18負担金補助 及び交付金	359, 442		
						22償還金利子 及び割引料	8 , 018, 751		
2 繰出金	130, 000	30, 000	160, 000	他 30, 000		27繰出金	30, 000	1一般会計繰出金	30, 000
計	17 , 294, 118	10 , 693, 667	27 , 987, 785	他 10 , 693, 667					

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 1 0 4 号

令和 4 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 6, 0 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		190,329	29,400	219,729
	1 一般会計繰入金	190,329	29,400	219,729
歳入合計		416,602	29,400	446,002

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		327,000	29,400	356,400
	2 建設事業費	110,247	29,400	139,647
歳 出	合 計	416,602	29,400	446,002

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	190,329	29,400	219,729	1一般会計繰 入金	29,400	1一般会計繰入金 29,400
計	190,329	29,400	219,729			

2 歳 出

款 1 公設地方卸売市場費 項 2 建設事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 建設事業費	110,247	29,400	139,647	他 29,400		18負担金補助 及び交付金	29,400	1建設事業費 29,400
計	110,247	29,400	139,647	他 29,400				
合計	327,000	29,400	356,400	他 29,400				

公共下水道事業会計

議案第105号

令和4年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度富山市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度富山市公共下水道事業会計予算第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務委託費	自令和5年度 至令和7年度	2,279,200 千円

令和4年9月5日提出

富山市長 藤 井 裕 久

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分

(単位 千円)

事 項	限度額	3年度末までの 支払義務発生 (見込)額		4年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務委託費 (令和4年度分)	2,279,200			令和5年度 ～ 令和7年度	2,279,200			2,279,200

病 院 事 業 会 計

議案第106号

令和4年度富山市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和4年度富山市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度富山市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第4号を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費 647,329千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	715,893千円	62,677千円	778,570千円
第2項 出資金	170,446千円	62,677千円	233,123千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,353,772千円	62,677千円	1,416,449千円
第1項 建設改良費	584,652千円	62,677千円	647,329千円

第4条 予算第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
情報システム全体最適化推進支援業務委託費	自令和4年度 至令和5年度	19,800千円
放射線画像管理システム等更新業務委託費	自令和4年度 至令和5年度	250,000千円

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

令和4年度富山市病院事業会計予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的収入			千円 715,893	千円 62,677	千円 778,570	
	2 出 資 金		170,446	62,677	233,123	
		1 他会計からの 出 資 金	170,446	62,677	233,123	

支 出						
款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
			千円	千円	千円	
1 資本的支出			1,353,772	62,677	1,416,449	
	1 建設改良費		584,652	62,677	647,329	
		1 施設工事費	107,500	19,800	127,300	
		2 資産購入費	477,152	42,877	520,029	

令和4年度富山市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 295,579	△ 295,579	
減価償却費	791,644	791,644	
引当金の増減額(△は減少)	41,762	41,762	
長期前受金戻入額	△ 21,195	△ 21,195	
受取利息及び受取配当金	△ 1	△ 1	
支払利息	19,728	19,728	
資産減耗費	12,735	12,735	
たな卸資産の増減額(△は増加)	2,340	2,340	
未収金等の増減額(△は増加)	48,915	48,915	
未払金等の増減額(△は減少)	△ 4,195	△ 4,195	
流動資産及び流動負債の増減額(△は増加)	△ 2,351	△ 7,977	△ 5,626
小 計	593,803	588,177	△ 5,626
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△ 19,728	△ 19,728	
業務活動によるキャッシュ・フロー	574,076	568,450	△ 5,626
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 531,501	△ 588,552	△ 57,051
国庫補助金等による収入	3,137	3,137	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 528,364	△ 585,415	△ 57,051
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	542,300	542,300	
企業債の償還による支出	△ 769,120	△ 769,120	
他会計からの出資による収入	170,446	233,123	62,677
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 56,374	6,303	62,677
資金増加額(又は減少額)	△ 10,662	△ 10,662	
資金期首残高	502,295	502,295	
資金期末残高	491,633	491,633	

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分

(単位 千円)

事項	限度額	3年度末までの 支払義務発生 (見込)額		4年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	企業債	その他
情報システム 全体最適化推進 支援業務委託費 (令和4年度分)	19,800			令和4年度 ～ 令和5年度	19,800		19,800
放射線画像 管理システム等 更新業務委託費 (令和4年度分)	250,000			令和4年度 ～ 令和5年度	250,000	250,000	

議案第107号

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

富山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年富山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育

児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき。」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該

子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場

合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の富山市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 108 号

富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
制定の件

富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(富山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の定年等に関する条例(平成 17 年富山市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条・第 13 条)

第 5 章 雑則(第 14 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 28 条の 2 第 1 項から第 3 号まで及び第 28 条の 3」を「。以下「法」という。) 第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年(医療業務に従事する医師及び歯科医師は、年齢 65 年)」を「65 年」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保健所に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長さ

れた職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、富山市職員の給与に関する条例(平成17年富山市条例第62号)第9条又は富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年富山市条例第295号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま

勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。

できる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合であって、本市が加入するものをいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、医療業務に従事する医師及び歯科医師については、この限りでない。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年
-------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年富山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

る。

(富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 富山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年富山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第15条の表第5条第11項の項を削り、同表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「別表第5備考3」を「別表第6備考3」に改める。

第22条の表中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「別表第5備考3」を「別表第6備考3」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への富山市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への富山市職員の派遣等に関する条例(平成17年富山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される富山市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される富山市職員の処遇等に関する条例（平成17年富山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(富山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 富山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年富山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「おいて」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 富山市職員の給与に関する条例（平成17年富山市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により

採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第15条第1項第1号中「（以下）」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「限り、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用さ

れた職員を除く」を「限る」に改める。

第32条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第5条第3項から第8項まで、第10条」に、「、第14条及び第31条」を「及び第14条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医療業務に従事する医師及び歯科医師

(3) 富山市職員の定年等に関する条例（平成17年富山市条例第45号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 富山市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定より延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続

き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項の規定の適用を受ける職員には、市長の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

26 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第6備考3中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(富山市職員の退職手当支給条例の一部改正)

第9条 富山市職員の退職手当支給条例（平成17年富山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第6条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第7条中「15年」を「20年」に改める。

第10条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第11条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第13条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第19条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第22条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「まで」の次に「及び附則第13項から第21項まで」を加える。

附則第4項中「第6条の2」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第5項中「第6条」の次に「又は附則第14項」を加える。

附則に次の9項を加える。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第14項」とする。

15 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

1 6 富山市職員の給与に関する条例附則第 1 9 項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 7 当分の間、第 5 条第 1 項第 4 号並びに第 6 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者に対する第 7 条及び第 1 0 条の 3 の規定の適用については、第 7 条中「定年に」とあるのは「定年（附則第 1 5 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 6 0 歳とし、附則第 1 5 項第 1 号に掲げる職員にあつては 6 5 歳とし、附則第 1 5 項第 2 号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）に」と、同条の表第 5 条第 1 項の項、第 6 条第 1 項の項、第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 1 0 条の 3 の表第 1 0 条の項、第 1 0 条の 2 第 1 号の項及び第 1 0 条の 2 第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第 1 5 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 6 0 歳とし、附則第 1 5 項第 1 号に掲げる職員にあつては 6 5 歳とし、附則第 1 5 項第 2 号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

1 8 当分の間、第 5 条第 1 項第 4 号並びに第 6 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第 7 条及び第 1 0 条の 3 の規定の適用については、第 7 条中「6 月」とあるのは「0 月」と、同条の表第 5 条第 1 項の項、第 6 条第 1 項の項、第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 1 0 条の 3 の表第 1 0 条の項、第 1 0 条の 2 第 1 号の項及び第 1 0 条の 2 第 2 号の項中「1 0 0 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年で

ある職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第15項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第15項第1号に掲げる職員	65歳
附則第15項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

19 当分の間、第5条第1項第4号及び第6条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第7条及び第13条の規定の適用については、第7条及び第13条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第7条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第13条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

20 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第5条第1項の項、第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第7条及び第10条の3

の規定の適用については、第7条の表第5条第1項の項、第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第10条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年富山市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第11条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年富山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とあるのは、「とする」と読み替えるものとする。

第8条第2項中「第6条」を「第5条第11項」に改める。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改める。

(富山市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 富山市職員の再任用に関する条例（平成17年富山市条例第36号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(富山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。

）前に第1条の規定による改正前の富山市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の富山市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年

）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（富山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者

を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる

者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(新条例第13条第1項に規定する組合をいう。以下同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超

えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合におけ

る旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、

同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（富山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第2条の規定による改正後の富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短期間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(富山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第8条の規定による改正後の富山市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又はこの条例附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場

合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項、第30条第2項第2号及び第32条の規定を適用する。

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項第2号並びに第19条第2項及び第4項の規定を適用する。

第19条 附則第14条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が定める。

（富山市職員の退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の富山市職員の退職手当支給条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「第22条の5第1項」とあるのは、「第22条の5第1項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項」とする。

（富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用職員については、第10条の規定による改正後の富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第6条、第18条及び第19条の規定は適用しない。

議案第 1 0 9 号

富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例
富山市職員の退職手当支給条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 3 0 日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第 1 1 項第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

附則第 1 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 1 項の改正規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市職員の退職手当支給条例第 1 5 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員に該当するに至った者について適

用する。

議案第 1 1 0 号

富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市芸術文化ホール条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「ホール」を「「芸術文化ホール」に改める。

第 2 条中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「ホール」を「芸術文化ホール」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 大ホール

ア ホール

イ リハーサル室

ウ ハイビジョンシアター

(2) 中ホール

ア 練習室

イ 音楽鑑賞室

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施設

第 3 条の 2 中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

第 3 条の 3 第 1 号中「ホール」を「芸術文化ホール」に改め、同条第 2 号中「ホール」を「芸術文化ホール」に、「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

第 3 条の 4 から第 5 条までの規定中「ホール」を「芸術文化ホー

ル」に改める。

第9条第2号中「ハイビジョンシアター」の次に「、練習室若しくは音楽鑑賞室」を加える。

第14条第3号中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

種別			使用時間区分による金額（円）					超過料金1時間につき （円）	
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時		9時～22時
大ホール	ホール	全部使用	110,000	132,000	165,000	198,000	275,000	330,000	55,000
		客席の5階部分を除いた使用	88,000	110,000	132,000	165,000	220,000	275,000	44,000
		客席の4階及び5階部分を除いた使用	66,000	88,000	110,000	132,000	176,000	220,000	33,000
		客席の3階、4階及び5階部分を除いた使用	44,000	66,000	88,000	99,000	143,000	165,000	22,000
	リハーサル室	4,950	5,500	6,600	9,900	11,550	13,200	2,530	
		ハイビジョンシアター	1時間につき 660円						
中ホール	練習室	練習室1及び練習室3	1,100	1,400	1,700	2,200	2,800	3,500	500
		練習室2	2,300	2,800	3,400	4,400	5,600	7,100	1,100
		音楽鑑賞室	2,900	3,500	4,300	5,500	7,100	9,000	1,400
		附属設備	市長が別に定める額						

別表備考1及び備考2中「大ホール」の次に「のホール」を加え、同表備考3中「大ホール、リハーサル室又はハイビジョンシアター」を「芸術文化ホール」に改め、同表備考4及び備考5中「大ホール」の次に「のホール」を加える。

第2条 富山市芸術文化ホール条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号イを同号カとし、同号アを同号オとし、同号にアからエまでとして次のように加える。

ア ホール

イ 楽屋

ウ ホワイエ

エ ウォーミングアップ室

第9条第2号中「のみ」を「、楽屋、ホワイエ若しくはウォーミングアップ室のみの使用」に改める。

別表中ホールの部練習室1及び練習室3の項の前に次のように加える。

ホール	22,100	26,400	32,400	41,200	52,700	66,400	11,100
楽屋中	1,000	1,200	1,400	1,800	2,400	3,000	500
楽屋大	1,400	1,700	2,100	2,700	3,500	4,500	700
1階ホワイエ	3,400	4,100	5,000	6,400	8,200	10,400	1,700
2階ホワイエ	2,100	2,600	3,200	4,000	5,200	6,600	1,000
ウォーミングアップ室	1,400	1,700	2,100	2,700	3,500	4,400	700

別表備考1中「又はハイビジョンシアター」を「若しくはハイビジョンシアター又は中ホールのホール、ホワイエ若しくはウォーミングアップ室」に改め、同表備考2及び備考4中「のホール」の次に「又は中ホールのホール」を加え、同表備考5中「のホール」の次に「若しくは中ホールのホール」を加え、「のみ」を「若しくはウォーミングアップ室のみを使用する場合又は中ホールのホールを使用しないでホワイエのみを」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月3日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年10月1日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の富山市芸術文化ホール条例第3条第2号に掲げる施設に係る使用の承認、使用料の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、同条例の規定の例により行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の富山市芸術文化ホール条例第3条第2号アからエまでに掲げる施設に係る使用の承認、使用料の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても、同条例の規定の例により行うことができる。

議案第 1 1 1 号

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例
富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 1 2 号

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 0 , 5 0 0 円」を「3 1 6 , 2 5 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 7 円 5 0 銭」を「2 8 円 3 5 銭」に、「5 7 3 , 0 3 0 円」を「5 8 6 , 9 0 5 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 1 3 号

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年富山市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 1 4 号

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市公設地方卸売市場条例（平成 2 2 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 3 項中「第 1 9 条及び第 2 0 条」を「第 1 8 条から第 2 0 条まで」に改める。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 5 9 条関係）

種別	区分	金額（円）
卸売業者市場使用料	青果棟	卸売場面積 1 平方メートル 1 月につき 9 9 0
	上記以外の施設	卸売場面積 1 平方メートル 1 月につき 甲 9 9 乙 6 6 丙 1 4 3
		卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格に限る。）の 1, 0 0 0 分の 3. 3
仲卸業者市場使用料	青果棟	仲卸売場面積 1 平方メートル 1 月につき 1, 5 4 0
	上記以外の施設	仲卸売場面積 1 平方メートル 1 月につき 甲 8 2 5 乙 1, 3 2 0
		第 3 9 条第 2 項ただし書の規定により買い入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の 1, 0 0 0 分の 3. 3
関連事業者	関連店舗・	1 平方メートル 1 月につき 1,

市場使用料	事務所棟	540
	上記以外の施設	1平方メートル1月につき 甲 990 乙 1,595
事務所使用料	青果棟	1平方メートル1月につき 770
	関連店舗・事務所棟	1平方メートル1月につき 1,595
	上記以外の施設	1平方メートル1月につき 甲 627 乙 792 丙 836 丁 880
倉庫使用料		1平方メートル1月につき 甲 594 乙 880
加工所使用料	花き加工所	1平方メートル1月につき 1,430
福利厚生施設使用料		1平方メートル1月につき 550
冷蔵庫使用料	冷蔵庫A棟	1月につき 2,640,000
	冷蔵庫B棟	1月につき 1,760,000
保冷库使用料	青果部保冷库	1平方メートル1月につき 532
	青果棟保冷库	1平方メートル1月につき 1,650
空地使用料		1平方メートル1月につき 55
井戸水使用料		量水器1個1月につき 495
		使用水量1立方メートルにつき 11
場内通信回線使用料		1月につき 甲 44,000 乙 33,000

第2条 富山市公設地方卸売市場条例の一部を次のように改正する。

別表第3卸売業者市場使用料の部青果棟の項の次に次のように加える。

花き棟	卸売場面積1平方メートル1月につき 440
-----	-----------------------

別表第3卸売業者市場使用料の部上記以外の施設の項中「丙 143」を削り、同表仲卸業者市場使用料の部青果棟の項の次に次のように加える。

花き棟	仲卸売場面積 1 平方メートル 1 月 につき 1, 3 2 0
-----	-------------------------------------

別表第 3 仲卸業者市場使用料の部上記以外の施設の項中

「

仲卸売場面積 1 平方メートル 1 月 につき 甲 8 2 5 乙 1, 3 2 0	を
---	---

」

「

仲卸売場面積 1 平方メートル 1 月 につき 8 2 5	に改め、同表事務所使用料
----------------------------------	--------------

」

の部青果棟の項の次に次のように加える。

花き棟	1 平方メートル 1 月につき 8 3 6
-----	--------------------------

別表第 3 事務所使用料の部関連店舗・事務所棟の項の次に次のように加える。

花き加工所	1 平方メートル 1 月につき 8 8 0
-------	--------------------------

別表第 3 事務所使用料の部上記以外の施設の項中「丙 8 3 6」及び「丁 8 8 0」を削る。

第 3 条 富山市公設地方卸売市場条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 卸売業者市場使用料の部青果棟の項の次に次のように加える。

水産棟	卸売場面積 1 平方メートル 1 月に つき 9 3 5
-----	---------------------------------

別表第 3 卸売業者市場使用料の部上記以外の施設の項を削り、同表仲卸業者市場使用料の部青果棟の項中「青果棟」の次に「及び水産棟」を加え、同部上記以外の施設の項を削り、同表関連事業者市場使用料の部上記以外の施設の項を次のように改める。

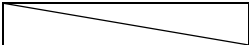
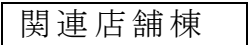
関連店舗棟	1 平方メートル 1 月につき 1, 5 9 5
-------	-----------------------------

別表第 3 事務所使用料の部青果棟の項中「青果棟」の次に「及び水産棟」を加え、同部上記以外の施設の項を削り、同表倉庫使用料

の部を次のように改める。

倉庫使用料	倉庫	1平方メートル1月につき	59
		4	

別表第3 福利厚生施設使用料の部中

「」を「」に改め、同表保冷庫使用

料の部青果部保冷庫の項を削り、同表場内回線使用料の部中「甲」を「青果部及び水産物部」に、「乙」を「花き部」に改め、同表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 1 1 5 号

工事請負契約締結の件

新保小学校（旧幼稚園舎）大規模改修及び増築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 新保小学校（旧幼稚園舎）大規模改修及び増築主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 9 7 , 2 2 4 , 4 0 0 円
- 4 契約の相手方 東武建設・共栄産業新保小学校（旧幼稚園舎）大規模改修及び増築主体工事共同企業体
代表者
富山市新根塚町一丁目 2 番 8 号
東武建設株式会社
代表取締役 密山 宏明

議案第 1 1 6 号

工事請負契約締結の件

堀川小学校校舎改築（その 2）主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 堀川小学校校舎改築（その 2）主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 7 1 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 タカノ建設・近藤建設・村松建設堀川小学校校舎改築（その 2）主体工事共同企業体
代表者
富山市西中野町一丁目 7 番 2 7 号
タカノ建設株式会社
代表取締役 高野 二郎

議案第 1 1 7 号

工事請負契約締結の件

水橋漁港海岸 8 号離岸堤新設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 水橋漁港海岸 8 号離岸堤新設工事
- 2 契約の金額
変更前 1 4 7 , 7 3 0 , 0 0 0 円
変更後 1 5 5 , 5 1 5 , 8 0 0 円
- 3 契約の相手方 小林建設・五本建設水橋漁港海岸 8 号離岸堤新設
工事共同企業体
代表者
富山市水橋辻ヶ堂 2 1 7 0 番地
小林建設株式会社
代表取締役 小林 奨

議案第 1 1 8 号

富山市立水橋児童館の指定管理者の指定期間変更の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者の指定期間を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

指定期間中「令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 9 月 3 0 日まで」に変更する。

（変更後）

施設 の 名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
富山市立水橋児童館	富山市蜷川 1 5 番地 社会福祉法人富山市社会福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

議案第 1 1 9 号

富山市立水橋児童館の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

施設 の 名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
富山市立水橋児童館	富山市蜷川 1 5 番地 社会福祉法人富山市社会福祉事業団	令和 4 年 1 0 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 ま で

議案第 1 2 0 号

土地処分の件

西本郷企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 場 所 富山市婦中町西本郷 4 3 6 番 2 5 外 9 筆
- 2 面 積 2 9 , 3 2 7 . 3 2 m²
- 3 売 払 価 格 6 5 6 , 9 3 1 , 9 6 8 円
- 4 契約の相手方 富山市三郷 2 6 番地
東亜薬品株式会社
代表取締役 中井 淳

報告第 3 5 号

健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 健全化判断比率 (単位 %)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	7.5	25.0
将来負担比率	104.8	350.0

2 資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
富山市企業団地造成事業特別会計	—	20.0
富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計	—	
富山市農業集落排水事業特別会計	—	
富山市公設地方卸売市場事業特別会計	—	
富山市水道事業会計	—	
富山市工業用水道事業会計	—	
富山市公共下水道事業会計	—	
富山市病院事業会計	—	

報告第 3 6 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 5 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
18	令和4年7月11日	<p>損害賠償額 金145,695円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名</p> <p>事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和4年3月26日 ・場所 富山市磯部町三丁目地内</p>
19	令和4年7月14日	<p>損害賠償額 金156,717円 和解及び損害賠償の相手方 高岡市在住1名</p> <p>事由 交通事故 ・発生日 令和4年5月26日 ・場所 富山市湊入船町地内</p>
20	令和4年8月10日	<p>損害賠償額 金64,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1法人</p> <p>事由 交通事故 ・発生日 令和4年7月4日 ・場所 富山市蓮町三丁目地内</p>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 1	令和 4年 8月17日	損害賠償額 金 6 9 , 5 0 9 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 大江干公園における施設管理上の傷害事故 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日 令和 4 年 4 月 1 3 日 ・ 場所 富山市大江干地内
2 2	令和 4年 8月18日	損害賠償額 金 1 6 5 , 0 0 0 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日 令和 4 年 7 月 5 日 ・ 場所 富山市上飯野地内
2 3	令和 4年 8月19日	損害賠償額 金 9 0 , 6 7 9 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 朝菜町団地における施設管理上の漏水事故 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日 令和 4 年 7 月 1 9 日 ・ 場所 富山市堀川町地内

令和3年度富山市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左の財源内訳		支 出 額	左の財源内訳		年割額と支出の 済額の差	左の財源内訳		特 定 財 源	左の財源内訳		
				年割額	特 定 財 源		一 般 財 源	国(県)支 出 金		地 方 債	そ の 他		一 般 財 源	国(県)支 出 金	地 方 債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10 教 育	2 小 学 校	大規模改修事業(北小学校(その2)) 模造費	令和元	396,120,000	300,000	276,000	820,000	119,820,000	129,885,000	700,000	97,000	185,000	32,600,000	△178,600,000	△87,635,000
			令和2	858,260,000	700,000	598,000	560,000	1,063,179,100	792,900,000	270,279,100	204,919,100	194,200,000	10,719,100		
			令和3	66,020,000	000,000	46,000	020,000	66,228,000	35,900,000	30,328,000	208,000	△10,100,000	10,308,000		
	計		1,320,400,000	921,000,000	399,400,000	1,259,292,100	926,500,000	332,792,100	△61,107,900	5,500,000	△66,607,900				
育 費	校 費	学 校 一 般 費 プ 建 事 業 費 ル 設 費 保 費 校 設 費 保 費 (新 小 学 校)	令和元	60,040,000	800,000	45,800	115,000	6,115,000					△60,040,000	△6,115,000	
			令和2	2,280,000	200,000	55,200	280,000	383,000	20,800,000	49,383,000	14,259,000	14,324,000	14,324,000	20,800,000	12,044,000
			令和3	93,540,000	188,000	12,188,000	152,000	711,000	900,000	77,899,000	8,899,000	22,912,000	△3,289,000	△3,240,000	
	計		155,860,000	313,000	20,101,000	547,000	127,094,000	23,700,000	66,700,000	37,236,000	△28,766,000	2,689,000			

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				左 の 財 源 内 訳		支 出 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		特 定 財 源	左 の 財 源 内 訳				
				年 割 額	特 定 財 源		特 定 財 源	特 定 財 源		特 定 財 源	特 定 財 源						
						国(県)支 出 金			地 方 債			其 他	一 般 財 源	国(県)支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源
10	2	小 学 校 舎 改 築 事 業 費 (奥 小 学 校 体)	令和 2	148,250,000	133,400,000	14,850,000	14,850,000	14,850,000	14,850,000	133,400,000	△133,400,000	148,250,000	△148,250,000	133,400,000	△133,400,000	14,850,000	△14,850,000
			令和 3	148,250,000	133,400,000	14,850,000	14,850,000	14,850,000	14,850,000	133,400,000	△133,400,000	148,250,000	108,028,000	256,278,000	256,278,000	241,428,000	241,428,000
			計	296,500,000	266,800,000	29,700,000	700,000	29,700,000	29,700,000	29,700,000	266,800,000	△266,800,000	296,500,000	△40,222,000	256,278,000	△266,800,000	226,578,000
10	2	小 学 校 舎 改 築 事 業 費 (堀 小 学 校 (その 1))	令和 2	714,240,000	542,200,000	85,851,000	85,851,000	85,851,000	85,851,000	542,200,000	△448,590,000	714,240,000	△448,590,000	542,200,000	△390,300,000	151,900,000	△19,305,000
			令和 3	1,667,145,000	983,400,000	483,104,000	483,104,000	483,104,000	483,104,000	983,400,000	66,546,000	395,084,713	1,667,145,000	1,019,900,000	126,500,000	168,369,713	168,369,713
			計	2,381,385,000	1,525,600,000	568,955,000	568,955,000	568,955,000	568,955,000	568,955,000	1,525,600,000	△53,505,287	2,381,385,000	△53,505,287	1,525,600,000	△263,800,000	61,230,000

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績				比 較				
			年 割 額		左 の 財 源 内 訳		支 出 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 出 の 差	左 の 財 源 内 訳		一 般 財 源		
			円	円	円	円		円	円		円	円			
							国(県)支出金			特 定 財 源			一 般 財 源	国(県)支出金	特 定 財 源
10	2	教	平成	27,000	22,000	2,888,000				△27,500,000	△2,012,000	△22,600,000		△2,888,000	
			令和元	546,000		546,000				△546,000					△546,000
育	学	校舎改築事業費(小学校)	令和2												
			令和3												
費	校	校舎改築事業費(小学校別棟)	計	28,046,000	22,600,000	3,434,000				△28,046,000	△2,012,000	△22,600,000		△3,434,000	
			令和2	56,081,000	4,35,900,000	15,996,000	14,070,000	1,410,000	9,000,000	3,660,000	△42,011,000	△2,775,000	△26,900,000		△12,336,000
費	校	校舎改築事業費(小学校別棟)	令和3	504,729,000	37,317,400,000	149,976,000	480,605,720	96,756,000	269,900,000	113,949,720	△24,123,280	59,403,000	△47,500,000		△36,026,280
			計	560,810,000	41,538,000,300,000	165,972,000	494,675,720	98,166,000	278,900,000	117,609,720	△66,134,280	56,628,000	△74,400,000		△48,362,280

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較				
				年 割 額		左 の 財 源 内 訳		支 出 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 出 済 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		一 般 財 源	左 の 財 源 内 訳	
				円	円	国(県)支出金	特 定 財 源		地 方 債 そ の 他	一 財 源		国(県)支出金	特 定 財 源		地 方 債 そ の 他	一 財 源
								円			円			円		
10 教 育	2 小 学 校 費	校舎改築 事業費 （速星小学校 （その2））	令和2	27,950,000	2,17,000	220,000	530,000	8,000	10,000	1,080,000	6,200,000	2,720,000	△1,950,000	△1,140,000	△11,000	△5,810,000
			令和3	531,275,000	41,324,000	927,000	848,000	164,000	537,788,560	89,485,000	301,800,000	146,503,560	6,513,560	△22,700,000	△22,700,000	△18,344,440
			計	559,225,000	44,341,000	147,000	378,000	173,378,000	547,788,560	90,565,000	308,000,000	149,223,560	△11,436,440	△33,700,000	△24,154,440	
			令和2	284,920,000	250,200,000	34,720,000	274,997,700	34,720,000	24,797,700	24,922,300	24,922,300	24,922,300	△9,922,300	△9,922,300	△9,922,300	
3 中 学 校 費	耐震補強 事業費 （大久保小学校）	令和3	427,380,000	375,300,000	080,000	52,080,000	424,822,300	371,200,000	53,622,300	△2,557,700	△4,100,000	1,542,300	△8,380,000			
		計	712,300,000	625,500,000	86,800,000	699,820,000	621,400,000	78,420,000	△12,480,000	△4,100,000	△8,380,000					
		令和2	19,950,000	19,000,000	6,970,000	19,950,000	6,970,000	△12,980,000	△12,980,000	△12,980,000	△12,980,000	△12,980,000	△12,980,000			
		令和3	19,950,000	19,000,000	29,001,760	1,201,760	1,201,760	8,800,000	9,051,760	8,800,000	8,800,000	251,760				
計	39,900,000	38,000,000	35,971,760	1,900,000	1,900,000	35,971,760	34,800,000	1,171,760	△3,928,240	△3,200,000	△728,240					

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				績				比較						
				左の財源内訳		左の財源内訳		支出額	左の財源内訳		左の財源内訳		年割額と支出の差	左の財源内訳		左の財源内訳						
				年割額	特出金	地方債	その他		一般財源	国(県)支出金	地方債	その他		一般財源	国(県)支出金	地方債	その他					
								円					円					円	円	円	円	円
10 教育	3 中学校	屋敷内運動場建設費 〔速成中学校〕	令和元	115,374,000	14,626,000	78,000,000	22,748,000	22,748,000	22,748,000	22,748,000	115,374,000	14,626,000	78,000,000	22,748,000	115,374,000	14,626,000	78,000,000	22,748,000	115,374,000	14,626,000	78,000,000	22,748,000
			令和2	440,206,000	49,698,000	276,100,000	114,408,000	114,408,000	345,574,300	69,144,000	190,500,000	85,930,300	19,446,000	85,930,300	19,446,000	85,930,300	19,446,000	85,930,300	19,446,000	85,930,300	19,446,000	85,930,300
			令和3	420,414,000	67,001,000	244,400,000	109,013,000	109,013,000	611,914,219	118,502,000	362,100,000	131,312,219	51,501,000	117,700,000	51,501,000	117,700,000	51,501,000	117,700,000	51,501,000	117,700,000	51,501,000	117,700,000
10 教育	中学校	校舎改築事業費 〔西中学校(その1)〕	計	975,994,000	131,325,000	598,500,000	246,169,000	246,169,000	957,488,519	187,646,000	552,600,000	217,242,519	56,321,000	45,900,000	217,242,519	56,321,000	45,900,000	217,242,519	56,321,000	45,900,000	217,242,519	
			令和2	312,340,000	66,465,000	172,600,000	73,275,000	73,275,000	91,398,000	25,401,000	44,100,000	21,897,000	41,064,000	128,500,000	41,064,000	128,500,000	41,064,000	128,500,000	41,064,000	128,500,000		
			令和3	729,045,000	155,053,000	387,400,000	186,592,000	186,592,000	925,065,327	350,270,000	367,300,000	207,495,327	195,217,000	20,903,327	195,217,000	20,903,327	195,217,000	20,903,327	195,217,000	20,903,327		
10 教育	費		計	1,041,385,000	221,518,000	560,000,000	259,867,000	259,867,000	1,016,463,327	375,671,000	411,400,000	229,392,327	154,153,000	148,600,000	229,392,327	154,153,000	148,600,000	229,392,327	154,153,000	148,600,000	229,392,327	
			令和3	729,045,000	155,053,000	387,400,000	186,592,000	186,592,000	925,065,327	350,270,000	367,300,000	207,495,327	195,217,000	20,903,327	195,217,000	20,903,327	195,217,000	20,903,327	195,217,000	20,903,327		

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績				比 較				
				年 割 額		左 の 財 源 内 訳			支 出 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 済 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
				円	円	国(県)支出金	特 定 財 源	地 方 債 そ の 他		一 財 源	特 定 財 源	地 方 債 そ の 他		一 財 源	特 定 財 源	地 方 債 そ の 他	
10 教 育 費	3 中 学 校 費	校舎改築事業費(中学校)	令和元	261,527,000	31,234,000	195,700,000	34,593,000	円	円	円	円	円	△261,527,000	31,234,000	△195,700,000	円	△34,593,000
			令和2	329,895,000	52,372,000	191,200,000	86,323,000	円	円	円	円	円	△71,100,200	8,090,000	△44,100,000	円	△35,090,200
			令和3	479,625,000	56,095,000	290,800,000	132,730,000	円	円	円	円	円	316,177,200	103,888,000	137,400,000	円	74,889,200
			計	1,071,047,000	139,701,000	677,700,000	253,646,000	円	円	円	円	円	△16,450,000	80,744,000	△102,400,000	円	5,206,000
			令和元	169,617,000	38,898,000	102,800,000	27,919,000	円	円	円	円	円	△169,617,000	38,898,000	△102,800,000	円	△27,919,000
			令和2	773,158,000	175,153,000	421,700,000	176,305,000	円	円	円	円	円	△502,505,200	70,073,000	△294,500,000	円	△137,932,200
			令和3	771,638,000	175,051,000	404,400,000	192,187,000	円	円	円	円	円	622,328,067	362,741,000	188,400,000	円	71,187,067
			計	1,714,413,000	389,102,000	928,900,000	396,411,000	円	円	円	円	円	△49,794,133	253,770,000	△208,900,000	円	△94,664,133

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年 割 額		左 の 財 源 内 訳		支 出 額		左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 出 の 差		左 の 財 源 内 訳		一 般 財 源			
				円	円	特 定 財 源	一 般 財 源	円	円	特 定 財 源	一 般 財 源	円	円	特 定 財 源	一 般 財 源	円	円	特 定 財 源	一 般 財 源
10	5	社 会 教 育 費	令和 2	83,		62,	20,	50,		38,	12,		△32,		△24,		△8,		
				460,000		500,000	960,000	819,400	200,000	619,400	640,600	300,000	340,600						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
教 育 費	社 会 教 育 費	民 館 設 費 岡 館 公 建 事 業 長 公 館	令和 3	194,		146,	48,	186,		139,	46,		△8,		△6,		△1,		
				740,000		000,000	740,000	626,600	800,000	826,600	113,400	200,000	913,400						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			計	278,		208,	69,	237,		178,	59,		△40,		△30,		△10,		
				200,000		500,000	700,000	446,000		000,000	446,000		754,000		500,000		254,000		

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

報告第 38 号

令和 3 年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体			実 績			比 較					
			計 画			左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳					
			年 割 額	支 出 金	債 権	支 払 義 務 発 生 額	支 出 金	債 権	支 払 義 務 発 生 額	支 出 金	債 権	支 払 義 務 発 生 額		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	1		465,000,000	232,500,000	209,200,000	23,300,000	217,500,000	108,750,000	97,875,000	10,000	247,500,000	123,750,000	111,325,000	12,425,000
		ポ 改												
		建	613,000,000	302,500,000	279,300,000	31,200,000	747,000,000	369,500,000	340,150,000	37,350,000	134,000,000	67,000,000	60,850,000	6,150,000
		設												
		的	175,000,000	87,500,000	78,700,000	8,800,000	127,700,000	60,150,000	61,165,000	6,385,000	47,300,000	27,350,000	17,535,000	2,415,000
		改												
		良	1,253,000,000	622,500,000	567,200,000	63,300,000	1,092,200,000	538,400,000	499,190,000	54,610,000	160,800,000	84,100,000	68,010,000	8,690,000
		費												
		支	297,000,000	148,500,000	133,600,000	14,900,000					297,000,000	148,500,000	133,600,000	14,900,000
		出												
		費	263,000,000	131,500,000	118,300,000	13,200,000	474,753,400	237,376,700	213,639,030	23,737,670	211,753,400	105,876,700	95,339,030	10,537,670
			560,000,000	280,000,000	251,900,000	28,100,000	753,400	237,376,700	213,639,030	23,737,670	85,246,600	42,623,300	38,260,970	4,362,330

令和 4 年 9 月 5 日 提出

富山市長 藤井 裕久

